

# 県立飯野高等学校いじめ防止基本方針

宮崎県立飯野高等学校  
【令和7年3月改訂】

はじめに

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「県立飯野高等学校いじめ防止基本方針」として定め、平成29年度・令和元年度に見直し・改訂をしたものであります。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺などの深刻な事態の発生は後を絶たない状況であります。

文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、全国の小中高校などで2021年度に認知されたいじめの件数が61万5,351件、児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件と、前年度から大幅に増加し、過去最多を更新しました。また、「重大事態」の発生件数も705件で前年度から増加。緊急に対処すべき課題であると示されています。

本校においても「いじめ防止基本方針の見直しと共有」について、進めていかなければならない状況であると感じています。方針決定のプロセスにおいて保護者や地域の人々、児童生徒の意見を取り入れることや、策定された方針をホームページなどで公開し、保護者や地域の人々と方針を共有することを目指していきます。

今後もこの「学校いじめ防止基本方針」を基盤としていながら、職員間で役割等を確認・共有し、教職員一人では抱え込まずに、学校全体で組織的にいじめ対策を行うことができるような体制づくりに努めていきます。さらに、※1心理や福祉の専門家であるSCやSSW、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家を加えることで、多角的な視点からの状況の評価や幅広い対応が可能となるため、関係機関等との連携体制についても今後重要な課題となると感じています。

現在の本校における「いじめ防止等のための基本的な方針」について、保護者の方々には、ご理解いただき、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に対して、ご協力いただけるよう、何卒よろしくお願い致します。「より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する」ことの重要性が指摘されています。PTAや地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進することがいじめのない温かな社会を築く一歩になると信じています。

※1 SC【スクールカウンセラー】（心理の専門家）

心理の専門家で、児童生徒が抱える様々な問題について解決に向けた指導や助言を行います。

SSW【スクールソーシャルワーカー】（社会福祉に関する知識や経験を持っている専門家）

学校などの教育現場で児童生徒の生活上の問題の解決に向けた支援を行う専門職です。

第1 法の目的	8
1 法の目指すところ【生徒指導提要より抜粋】	2
2 法の基本的な方向性と今後の各学校での取り組み	3
第2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	3・4
2 いじめの理解	5
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	5
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめに対する措置	6
第4 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための組織	6
3 いじめの防止等に関する措置	6
(1) いじめの防止	7
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめに対する措置	8・9
(4) ネット上のいじめへの対応	10
3 その他の留意事項	8
(1) 組織的な指導體制	8
(2) 校内研修の充実	9
(3) 校務の効率化	9
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	9
(5) 地域や家庭との連携について	9
(6) 関係機関との連携について	9
4 重大事態への対処	10
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	10
【参考】資料1～6	14～24

## 第1 法（いじめ防止対策推進法等）の目的

### 1 法の目指すところ【生徒指導提要より抜粋】

第1条に以下のように示されています。

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、（中略）いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（生徒指導提要より抜粋）

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。

## 2 法の基本的な方向性と今後の各学校での取り組み

- ① 社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ② 重大事態への対処（いじめの重大事態調査を含む）において公平性・中立性を確保することにあります。

このことを踏まえ、各学校は、以下の点を義務付けられました。

- ① いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ② いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③ 未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行なうこと

※また、法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。教職員には校内研修等で、児童生徒には学級・HR活動等で、保護者には保護者会・PTA会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義に共通理解を促し、どんな小さいいじめでも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

## 第2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。全ての事案について、判断することになるが、事案を把握した教職員のみで判断し、一人で抱え込むことがないよ

- (3) 「**一定の人的関係**」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「**物理的な影響**」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間はずれや集団による無視をされる
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品をたかられる
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。【重大事態】  
これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめの理解

嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

#### (1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養い、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。 ※資料4・5参照

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。なお、週1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

また、生徒からの要望や意見を積極的に取り入れていきます。

#### 【構成員】

教頭、生徒指導主事、教務主任、進路指導主事、学年主任、教育相談担当、

人権教育研究員、関係教諭、その他

## 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し ○年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案 ○調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定
- 学校HP等において「校則」や「学校いじめ防止基本方針」等を公開する。
- 学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応マニュアル作成と実施状況確認

## 2 いじめの防止等に関する措置

※資料2・3 参照 (P17~21)

### (1) いじめの防止

#### ア 生徒が主体となった活動

- ①望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
  - 異学年歓迎交流会の実施 ○ホームルームでの話し合い活動（対話）の実施
  - ボランティア活動の推進 ○iinoいいねプロジェクト実行委員会の実施
  - 生徒会等による海棠祭実行委員会など学校行事の企画提示
- ②生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
  - 学校行事やホームルーム活動を通じたクラスづくり
- ③いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画し、実施します。
  - 統一LHRを利用し、いじめや人権に関するテーマについて、グループ協議し意見交換を実施する。

#### イ 教職員が主体となった活動

- ①生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
  - 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
  - 徹底した少人数学習指導・個別学習指導
  - 職員相互の授業研究会の実施
- ②日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
  - 教育相談週間の設定
  - 学級担当3人制（担任1名・副担任2名）
- ③教科やホームルーム活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
  - 教科やホームルーム等を中心とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育の時間設定
  - 教育相談担当による講話、外部講師による講演会の実施
- ④家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携

を推進します。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校公開（保護者授業参観）の実施
- 保護者を対象とした情報教育などの研修

## （2）いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料4・5 参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口（教育相談）の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。 ※資料1 参照

- 学校独自のアンケート（無記名式）の実施  
（年3回を基本とするが状況によって適宜実施）
- 県下一斉のアンケート（無記名式）の実施

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等の把握しているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。 アンケート結果の活用については以下の項目とします。

- 職員会議・学年会等での情報の交換・共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

## （3）いじめに対する措置

※資料6 参照（P24）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- 生徒からの通報を受けた職員は、いじめの事実について生徒指導主事等（いじめ不登校対策委員会に属する職員）及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が県教育委員会へ

直ちに報告します。

- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

## エ 解決に向けた指導及び支援

- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

## **いじめられた生徒とその保護者への支援**

### **【いじめられた生徒への支援】**

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

### **【いじめられた生徒の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

## **いじめた生徒への指導又はその保護者への支援**

### **【いじめた生徒への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

### **【いじめた生徒の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

### **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

#### オ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。
- ◎児童生徒・保護者から重大事態に至ったと申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査に当たります。

【生徒指導提要より】

#### カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- 定期的な生徒との面談や保護者との連携を図り、加害生徒、被害生徒共に心理的又は物理的な影響はないか確認を行います。（3ヶ月を目安とする）

#### キ いじめ解消の判断

※資料1参照

- いじめに関する行為が3ヶ月止んでいることを、本人や保護者に確認の上判断する。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

##### ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

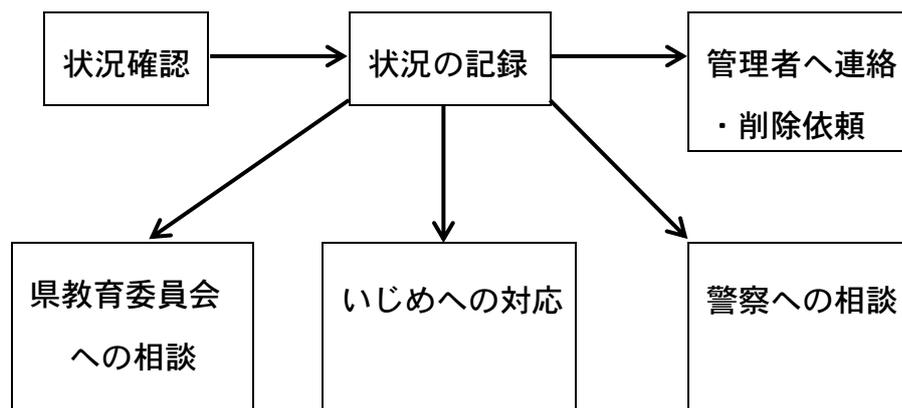
##### イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。インターネット利用に関する職員研修を実施します。

##### ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や教育相談担当による研修、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。また、教育相談や生徒指導主事を相談窓口とするが、各職員に生徒が相談しやすい環境を作るよう努めます。保護者からの相談も教育相談を中心に面談にて受け付けます。窓口の周知方法についてはPTA総会や配付物による案内や家庭訪問等で説明を行います。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、飯野地区小中高連携事業を通して、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

ア 教育委員会との連携

○関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法      ○関係機関との調整

イ 警察との連携

○心身や財産に重大な被害が疑われる場合      ○犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

○スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用  
（県教育委員会への依頼） ※この後は、全て「SC」と「SSW」で表示

○家庭の養育に関する指導・助言      ○家庭での生徒の生活、環境の状況把握

エ 医療機関との連携

○精神保健に関する相談      ○精神症状についての治療、指導・助言

4 **重大事態への対処【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂の概要）】**

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

○生徒が自殺を企図した場合      ○精神性の疾患を発症した場合  
○身体に重大な傷害を負った場合      ○高額の金品を奪い取られた場合など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

○年間の欠席が30日程度以上の場合  
○連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有していきます。

(3) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）」についての職員研修を行います。

○以下の点については、上記のガイドライン（改訂版）で示されている内容です。今後、本校にも取り入れていきたいと考えています。

☆校内のいじめ対応組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう取り組んでまいります。

☆法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として取扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくよう取り組んでまいります。

☆生徒・保護者からの申立てがあった時は重大事態が発生したものとして報告調査等に当たります。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行います。

☆学校が認知した「いじめ」への対応を行なっている中で、重大な被害が疑われる場合や欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い生徒について、当該生徒の保護者に調査について、学校と家庭が連携し、生徒への支援について方向性を共有していきます。

☆重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組んでまいります。

☆犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」などであることが明らかであり、学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応していくことをあらかじめ保護者等に周知してまいります。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 「学校いじめ防止基本方針」の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、今後も現状や課題等に応じて、定期的な改善や見直しに努めていきます。

(平成29年度・平成30年度・令和元年度・令和7年度改訂)

(2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

また、各年度の開始時やPTA総会・新入生登校日等の機会に生徒や保護者に説明を実施したいと考えています。

## 資料 1

# 「いじめの認知から解消までのガイドライン」について

## 1 いじめの定義について

### ○いじめの定義の解釈の明確化

いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離（かいり）した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。



法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。

よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につながる事が重要である。

## 2 いじめの認知について

いじめの認知については、事案について状況把握を十分に行った上で、法の定義に当たるか否かの判断を行います。その際、「いじめられた生徒の立場に立って行う」ことが大切です。

なお、把握した全ての事案について、判断することになります。事案を把握した教職員のみで判断し、一人で抱え込むことがないように、組織で事案を共有した上で判断する必要があります。事案を一人で抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、法に反することになります。

### ○いじめの積極的な認知に向けて学校で取り組むべきことについて 《全職員が意識すること》

- ① 些細な事案でも「認知すべき事案ではないか」と意識する視点をもつ
- ② 認知の手段としてアンケートに頼るのではなく、あらゆる手段を講じる
  - ・日常の観察、教育相談、生活ノート等から情報を得ることが大切。また、いじめ被害を訴える本人以外からのいじめの訴え（情報）も重要な認知手段です。
- ③ 自校の生徒指導状況についてしっかりと分析する
- ④ 訴えがあったいじめの全てが「認知」ではない
  - ・生徒や保護者からの相談、無記名アンケートなどでいじめの訴えがあった場合、すぐに「認知」ではなく、状況を把握して組織的に判断することが重要です。
- ⑤ 「けんか」と捉えて認知漏れとなっている事案はないか
- ⑥ 双方向のいじめとして認知する場合もある
- ⑦ 好意から行ったが、意図せず相手を傷つけたことでいじめと認知する場合もある

## 《管理職が意識すること》

### ① 組織的な対応のためのシステム構築

- ・教職員が異動等で入れ替わっても、常に同じように組織的対応が機能するシステム構築と改善に努めることが重要です。

### ② 各学校のいじめ防止基本方針の確認

- ・基本方針について、毎年、記載内容の検討を行い、全職員で確認する。
- ・学校HPで公表したり、PTA総会等で説明したりする。また、生徒も学校の基本方針を確認できるようにすることで、いじめを多数の目で正確に認知する環境をつくるように努める。

### ③ 全教職員のいじめ認知（対応・解消の判断も含む）のスキルアップに関する研修を定期的実施

- ・学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、職員会議等を通じた教職員間での共通理解や職員研修を実施する。

## ○いじめを認知した後の対応について

- ・法のいじめの定義に該当しない事案であっても、いじめを訴える声を受け止め、本人の思いを具体的に把握し、問題の解決に向けた指導や支援が必要です。
- ・「いじめと認知しない」ことで何ら対応がなされずに、生徒が抱えている問題が見過ごされ、深刻な事態に発展することは防がなければならない。
- ・全てのいじめ（いじめの疑いを含む）事案について、学校いじめ対策組織で情報を共有するとともに指導方針を検討し、適切な対応を進めるように努める。
- ・いじめを認知した後の対応として、何よりも「被害者保護」を最優先し、被害生徒の二次的問題（不登校・自傷行為・仕返し行動等）を未然に防ぐことが必要です。
- ・加害生徒へも早期の対応を行なう必要があります。その場合、加害生徒の心に響き、変容を促す指導こそ最善の方法であることを全教職員で認識する。

## 3 いじめの解消について

### ○いじめの防止等のための基本的な方針

（平成25年10月11日文科科学大臣決定 最終改定平成29年3月14日）より

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。  
相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか本人及び保護者への面談等で認められること。

○宮崎県いじめ防止基本方針

(平成26年2月10日 宮崎県 最終改定平成29年7月13日) より

- ・各学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみではなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

※いじめと認知した事案については、その後の対応について学校いじめ対策組織で指導方針を検討し、役割分担に基づいて、確実に解消につなげる取組を行うことが大切です。また、基本方針に基づき、組織的に解消の判断を行い、解消とした場合においても再びいじめが起きていないか注意深く観察を続ける姿勢が大切。

#### 4 いじめ認知から解消までに関する共通理解を図るための職員研修の実施について

法に基づき、各学校では年度当初や長期休業中に、いじめ防止等のための対策に関する研修を実施する必要があります。本ガイドラインの添付資料を活用し、教職員一人一人のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に努めてまいります。

○添付資料の活用について

① 「いじめの認知チェックフロー」

各学校で、いじめの認知で迷った際の参考資料として、また、職員研修等がいじめの認知について共通理解する上での研修資料として活用していく。

※いじめは多様であるため、全ての事案をチェックフローに当てはめることは難しいと思われます。基本的には、各事案の認知について各学校で判断することになりますが、その際の参考資料として活用していきたいと考えています。

② 「いじめの解消チェックシート」

各学校で、いじめの解消の判断する際の点検資料として活用していきます。

③ 「学校における『いじめの認知から解消の判断』までの流れ(例)」「いじめの認知・解消確認表」

「いじめの認知・解消確認表」は、認知したいじめを整理・確認するための資料「学校における『いじめの認知から解消の判断』までの流れ(例)」については、いじめの認知から解消までの判断を組織的に行うことを再度整理するための資料として活用していきます。

## 資料2 年間を見通した防止プログラムについて

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組みます。

いじめ防止のための措置			いじめの早期発見の措置			
月	項目	通年実施	月	項目	通年実施	P D C A
4	○ホームルームでの話し合い活動の実施 ○学校公開 (保護者授業参観実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動推進</li> <li>・学校行事やHR活動を通じたクラスづくり</li> <li>・一人一人の実態に応じた分かる授業展開</li> <li>・徹底した少人数学習指導・個別学習指導</li> <li>・学級担任等3人制</li> <li>・外部講師による講話や職員研修</li> <li>・定期的なピアサポート活動の推進</li> </ul>	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の発する具体的なサインの作成と共有</li> <li>・職員会議・学年会等での情報の交換・共有</li> <li>・進級時の情報の確実な引き継ぎ</li> <li>・過去のいじめ事例の蓄積</li> <li>・アンケート結果職員間周知</li> </ul>	計画・目標作成
5	○新入生歓迎交流会		5			
6	○教育相談週間の設定 ○実行委員会による海棠祭(体育の部)行事の企画提示		6	○教育相談週間の設定		
7	○職員相互の授業研究会の実施 ○教科やHR等を中心とした人権教育や道徳教育の時間設定		7	○学校独自のアンケート実施 学級担任等3名が同席の上、書きやすい雰囲気をつくる。(年3回を基本とする)		
8	○生徒会活動 (飯野地区小中高合同)		8			
9	○実行委員会による海棠祭(文化の部)学校行事の企画提示		9			
10	○職員相互の授業研究会の実施 ○情報モラル指導教育の時間設定		10			
11	○学校公開(保護者授業参観)の実施		11			
12			12	○学校独自と県下一斉のアンケート実施		
1	○教育相談週間の設定		1	○教育相談週間の設定		
2			2	○学校独自のアンケート実施		年間振り返り
3			3			次年度計画作成

### 資料 3

## 学校におけるいじめの早期発見・防止等のための職務別ポイント (早期発見マニュアル)

- 全ての学校は、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
  - いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要
  - いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応

### (1) いじめの防止のための措置

#### 《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。止めるよう促す者(仲裁者)や通報する者(通報者)が減少している。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### 《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### 《生徒指導担当教員・教育相談担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ・ 生徒会活動を通じ、いじめ防止につながる生徒主体の取り組みを促す。

#### 《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。  
(例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)

## (2) 早期発見のための措置

### 《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない用アンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

### 《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

### 《生徒指導担当教員・教育相談担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やSC等による相談室利用、電話相談窓口について周知する。必要があればSCやSSWと連携を行う。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

### 《管理職》

- ・ 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

## (3) いじめに対する措置（※資料5：「いじめに対する措置」と連動）

### ① 情報を集める

### 《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。  
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

## 《「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「組織」という)》

- ※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。
- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

### ② 指導・支援体制を組む

#### 《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。  
(正副担任、養護教諭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、管理職などで役割を分担)
  - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
  - その保護者への対応
  - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」で適切に対応する。

### ③ーA 生徒への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

#### 《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

## 《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

## 《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた生徒傍観者に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

## 《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たり、適切に引き継ぎを行う。

### ④－B 保護者と連携する《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 資料 4

### 1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

### 2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等において、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

## 資料 5

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

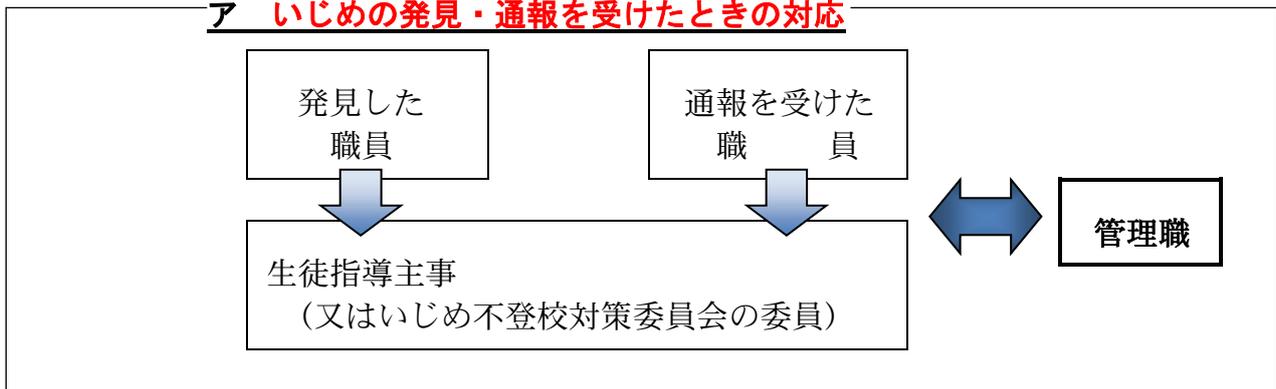
家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

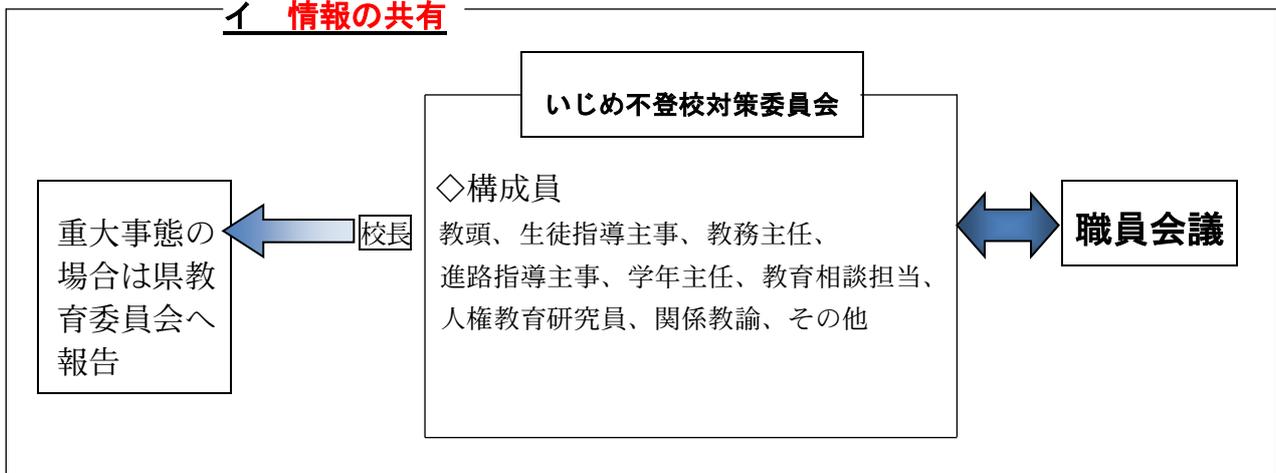
資料 6

いじめに対する措置及び緊急時の組織的対応  
(事案対応マニュアル)

**ア いじめの発見・通報を受けたときの対応**



**イ 情報の共有**

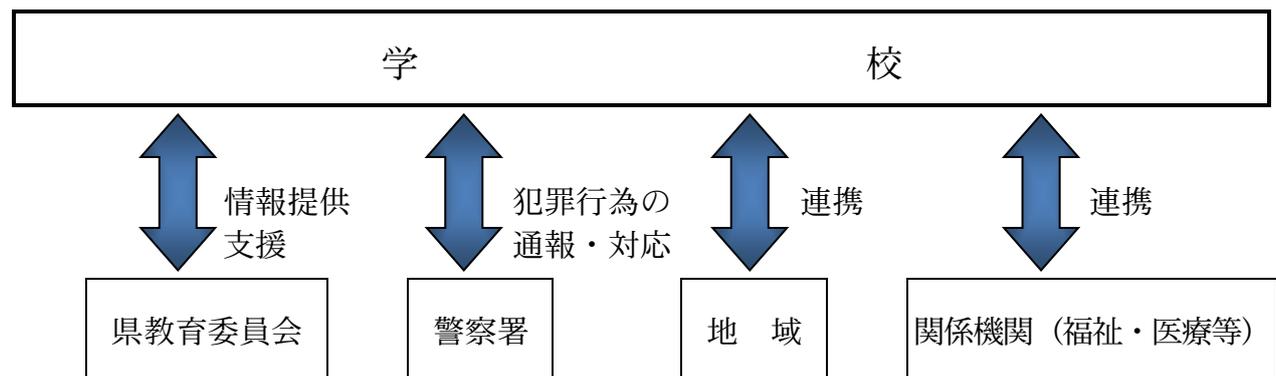
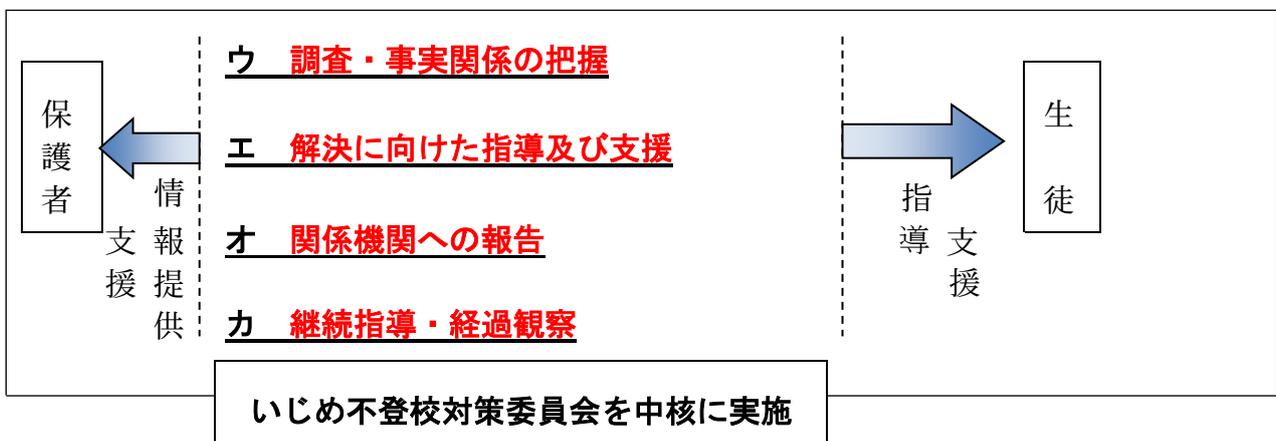


**ウ 調査・事実関係の把握**

**エ 解決に向けた指導及び支援**

**オ 関係機関への報告**

**カ 継続指導・経過観察**



## 資料7 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第七十一号）

### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### （いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

### （学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### （保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について※①第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、第三項の規定は、いじめ防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

### （校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

※①第一義的責任・・・物事の根本に関していて重要であるさま。

## 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」改訂ポイント

### 背景

- 重大事態の発生件数は、令和4年に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後、保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
- 今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

## ○第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

### 《第1章のポイント》

- ① 重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指す。
- ② これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ③ 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

## ○第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

### 《第2章のポイント》

- ① 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解することが必要である。
- ② 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- ③ 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速な調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

### ●学校における平時からの備え

- ・ 学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。
- ・ 法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

- ・学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童生徒・保護者が調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談することが必要である。そのため、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えておくことが必要である。
- ・各学校においては、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、「学校いじめ防止基本方針」に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認する。また、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解が重要である。
- ・重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。
- ・重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。そのため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことを大切にしていきたい。
- ・学校が認知したいじめへの対応を行なっている中で重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い生徒について、当該生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して生徒への支援について方向性を共有できることが望ましい。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて説明を行い、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。
- ・各学校においては、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。  
この取組については、文部科学省がこれまでに発出した通知等を参考として対応する。

## ○第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

### 《第3章のポイント》

- ①重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止を確実に実践していく姿勢で取り組むことが重要である。
- ②調査の対応と並行して、対象生徒への心のケアや必要な支援、関係生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- ③犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが重要である。

#### ●調査を行うに当たっての基本的姿勢

- ・重大事態調査を適切に実施するに当たって、学校の設置者及び学校（これらの調査主体から依頼を受けた調査組織の調査委員を含む。）は、以下の視点を持ちながら取り組むことが必要である。
  - 調査には真摯な態度で取り組むこと。
  - 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
  - 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること。
  - 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること。
  - 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること。

#### ●対象生徒・保護者への接し方

- ・学校の設置者及び学校は詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校には責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。
- ・状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまふことに注意する。また、対象生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、対象生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。

#### ●対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

- ・対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。
- ・重大事態に該当するにも関わらず、対象生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象生徒への支援や関係生徒への指導及び支援等も行わなければならない。

- ・重大事態調査は、対象生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係生徒等への聞き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。
- ・対象生徒・保護者が調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象生徒・保護者に対して丁寧<sup>①</sup>に説明する必要がある。

## ○第4章 重大事態を把握する端緒

### 《第4章のポイント》

- ①重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- ②不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- ③生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。なお、生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

#### ●重大事態の定義

- ・重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり、学校の設置者又は学校は、調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。
- ・いじめを受けた疑いがある生徒が学校を転校した場合又は高校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。  
この点、当該生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当担当部局は指導を行うことが望まれる。

- ・学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。

### ●重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響

- ・「いじめにより重大な被害が生じた疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者又は学校は、重大事態への対応の緊急性・重要性を改めて認識する必要がある。なお、重大事態については、いじめが早期に解消されなかったことやいじめとしての認知が遅れたことにより、被害が深刻化した事例もある。

### ●生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

- ・申立てがあった場合には、学校いじめ対策組織において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認することが求められる。その際、生徒本人がいじめを申立てることは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、当該生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾けるとともに、当該教職員が抱え込むのではなく、その後、学校いじめ防止対策組織や多職種の関係者と連携し、適切な対応につなげていくことが求められる。
- ・生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、申立て時点において、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、生徒の保護や、二次的な問題（不登校・自傷行為・仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要である。
- ・保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てる必要がある。電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と保護者との情報共有が十分に図られず、実際には重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れる事例もあることから、資料様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらい、申立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることなどが考えられる。

☆生徒の退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。このような場合には、重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等重大事態調査を行うこととなるが、生徒への聴き取り等には現在籍校協力も不可欠である。

☆既に卒業した生徒・保護者が、在籍時のいじめの重大事態について申立てを行う場合も想定される。生徒らの卒業後に調査を行う場合には、過去の出来事について生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、生徒に係る資料が保存期間を経過して不存となつている場合があることや関係する卒業生に連絡が取れない場合もあり得ることなどから、調査は困難を伴うことが想定される。卒業した学校から（学校が把握している情報をもとに）卒業生の保護者を通じて調査への協力を求めるなどの方法が考えられる。

- ・しかしながら、重大事態の場合には調査を行うこと事が必要であり、学校の設置者及び学校は、再発防止のためにどのような調査が可能かを検討する必要がある。

## ○第5章 重大事態発生時の対応

### 《第5章のポイント》

- ① 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- ② 重大事態発生時の初期対応においては、特に、対象生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- ③ 学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

## ○第6章 調査組織の設置

### 《第6章のポイント》

- ① 調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- ② 特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- ③ 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
  - ・ 対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
  - ・ 対象生徒と関係生徒との間で被害と加害が錯綜しているなど、事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
  - ・ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

## ○第7章 対象生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

### 《第7章のポイント》

- ① 調査を始める前に対象生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- ② 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。
- ③ 関係生徒・保護者への説明も行う必要がある。

## ○第8章 重大事態調査の進め方

### 《第8章のポイント》

- ① アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要。
- ② 第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

#### ●調査の進め方についての事前検討

- ・調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図ることが考えられる。

例えば、以下の事項について検討し、予め共通認識をもつことが望ましい。

《事前に確認・検討すべき事項》

- 調査の目的・趣旨
- 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- 調査方法やスケジュール
- 調査結果の公表の有無、在り方
- 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）

- ・調査対象となる事案について十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができることとされており、予め対象生徒・保護者に確認することが重要である。

・各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。

## ○第9章 調査結果の説明・公表

### 《第9章のポイント》

- ① 調査報告書に基づく対象生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ② 調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。

- ③ 調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

## ○第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

### 《第10章のポイント》

- ① 改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。対象生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

## ○第11章 調査結果を踏まえた対応

### 《第11章のポイント》

- ① 調査結果を踏まえて中長期的に対象生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる
- ② 再発防止策を実効性のあるものとするため学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。